

○山梨県立飯田野球場設置及び管理条例

平成十四年三月二十八日

山梨県条例第十二号

改正 平成一七年三月二八日条例第六七号

平成二四年三月三〇日条例第二六号

平成二六年三月二八日条例第五〇号

平成二九年三月一四日条例第四号

平成三一年三月二九日条例第二五号

令和二年三月三〇日条例第五号

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例

山梨県県営運動場設置及び管理条例（昭和二十三年山梨県条例第三十三号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 野球の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、野球場を設置する。

（名称及び位置）

第二条 野球場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立飯田野球場

位置 甲府市

（指定管理者による管理）

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立飯田野球場（以下「野球場」という。）の管理を行わせるものとする。

（平一七条例六七・全改、令二条例五・一部改正）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（平一七条例六七・全改、令二条例五・一部改正）

(指定の手續)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、野球場の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、野球場の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、野球場の平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平一七条例六七・追加、令二条例五・一部改正)

(休業日)

第六条 野球場の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休業日としないものとする。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日である場合は、その翌日）

二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、又は休業日以外の日に休業することができる。

(平一七条例六七・旧第五条繰下・一部改正、平二九条例四・令二条例五・一部改正)

(利用時間)

第七条 野球場の利用時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(平一七条例六七・全改、令二条例五・一部改正)

(利用の承認等)

第八条 野球場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(平一七条例六七・全改、平二四条例二六・平二九条例四・一部改正)

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、野球場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(平一七条例六七・追加)

(利用料金)

第十条 第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る野球場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(平一七条例六七・追加、平二六条例五〇・平二九条例四・一部改正)

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、野球場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合にあってはその全額を、野球場を利用する者が利用する日の三日前までに利用の承認の取消しを届け出た場合にあってはその二分の一に相当する額を還付することができる。

(平一七条例六七・追加)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平一七条例六七・追加、令二条例五・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日

までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 野球場の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、野球場の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(平一七条例六七・追加、令二条例五・一部改正)

(知事による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定する野球場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に野球場の利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条及び第十二条の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業

務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(平二九条例四・追加、令二条例五・一部改正)

(警察本部長への情報提供依頼)

第十五条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第九条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・旧第十四条繰下・一部改正、令二条例五・一部改正)

(知事への情報提供)

第十六条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・旧第十五条繰下・一部改正、令二条例五・一部改正)

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例六七・旧第九条繰下、平二四条例二六・旧第十四条繰下、平二九条例四・旧第十六条繰下、令二条例五・一部改正)

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第六七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立飯田野球場の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。
- 3 この条例による改正前の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例（次項において「旧条例」という。）第三条の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る施設の利用の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第三条の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年条例第二六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 8 第二十七条の規定による改正後の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第二十七条の規定による改正前の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第五〇号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年条例第二五号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第五号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第十条、第十四条関係）

（平二九条例四・追加、平三一条例二五・一部改正）

利用の区分	一時間	午前	午後	一日
		午前八時三十分から正午まで	正午から午後五時三十分まで	午前八時三十分から午後五時三十分まで
一般	六〇〇円	一、九二〇円	三、〇二〇円	四、三一〇円
高校生以下	二九〇円	九五〇円	一、五一〇円	二、一五〇円